

## 地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業実施要綱

### 1. 事業の概要

本事業は、地方公共団体が作成した温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策（以下「地域推進計画」という。）の実施に資するとともに、地域の経済・社会面からの再生も統合的に推進する融資事業を支援するモデル事業に対し、事業に必要な経費の一部を国が交付する。

### 2. 実施主体

交付金の交付対象となる事業の実施主体は、地域における地球温暖化防止の取組状況に関する知見を有する者、国民その他の者から構成される民間の団体（以下「協議会」という。）とする。

### 3. 事業実施箇所数

単年度あたりの交付対象事業の実施箇所数は、概ね15箇所（都道府県10箇所、市町村5箇所程度）程度とする。

公募等の詳細については、別に定めるところによることとする。

### 4. 対象経費

交付金事業の対象経費は非化石エネルギーを利用する設備若しくはエネルギーの使用の合理化に資する設備の設置等を促進するための以下に掲げる事業を行うために必要な経費とする。

（１） 地域推進計画の実施に資する事業に対する融資であって、非化石エネルギーを利用する設備若しくはエネルギーの使用の合理化に資する設備の設置を促進するとともに、地域の経済・社会面からの再生も統合的に推進する融資事業（以下「特定融資事業」という。）に対する助成

（２） （１）を実施するに際して協議会が必要とする、（１）以外の経費

### 5. 事業計画

協議会は、交付金事業の実施に当たっては、事業計画を策定するものとする。この事業計画は、特定融資事業を支援することを目的とする事業（委託費及び交付金による事業並びに協議会及び協議会と連携した地方公共団体の実施する事業であって特定融資事業又は特定融資事業による融資を受けた事業を支援するその他の事業（以下、「関連事業」という。）により構成される。

### 6. 事業要件

（１） 地域推進計画の実施に資するものであること。

（２） 特定融資事業を実施する助成対象者が、京都議定書目標達成計画又は地域推進計画の実施に資する融資制度を実施することについて、環境省に対し宣言を行っていること又は当該地域の地方公共団体との間で協定等を結んでいること。

（３） 地域資源を的確に把握し、地域の特色を活かした事業であること。

- (4) 事業の実施によるエネルギー起源の二酸化炭素排出削減効果及び地域再生効果が高いこと。
- (5) 事業の実施によるエネルギー起源の二酸化炭素排出削減効果及び地域再生効果について、事業計画の中で示されていて、目標及びその根拠が適切なものであること。
- (6) 全国的なモデルとして他の地域への高い波及効果を持つと見込まれる事業であること。
- (7) 協議会が設立されている又は事業実施時までには設立されることが見込まれること。協議会が、地域推進計画の実施についての知見を有する者及び融資事業に関する専門家の参加により構成されている又は構成されることが見込まれること。
- (8) 事業期間が完了した後も、一定の効果が継続することが見込まれること。
- (9) 事業計画における個々の事業において、国より交付された交付金を財源として協議会が助成を行う場合、交付金を充てることのできる割合は当該事業において、低利融資とするために必要となる金額の2分の1以下であること。

## 7. 協議会の要件

協議会は、原則として、都道府県又は市町村の区域（複数の市町村等が含まれる場合には、それらの全区域）をその区域として設置するものとし、次に掲げる事項のすべてを満たすこととする。

- (1) 代表者の定めがあること。
- (2) 地域推進計画の実施についての知見を有し、地球温暖化防止低利融資促進事業の推進に資する者として、当該区域の地方公共団体から推薦を受けた者（以下「特定知見者」という。）が参加していること。
- (3) 事務手続きを適正かつ効率的に行うため、協議会としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理の方法、会長印の管理及び会長印の使用の方法及び責任者、内部監査の方法等を明確にした以下に掲げる協議会の運営等に係る規約その他の規程（アからカまでに示した内容と同様の内容が盛り込まれているものであって総会の議決を得たもの）が定められていること。
  - ア 協議会規約
  - イ 事務処理規程
  - ウ 会計処理規程
  - エ 文書取扱規程
  - オ 会長印取扱規程
  - カ 内部監査実施規程
- (4) (3)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続きにつき複数の者が関与する等、事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (5) 特定知見者1人以上が当該協議会の事務処理及び会計処理において責任のある立場にあること。
- (6) 本事業を事業要件に則って当該地域において実施するにふさわしい者により構成されていること。

## 8. 協議会の承認等の手続き

- (1) 協議会長は、地球温暖化防止低利融資促進事業開始時まで、総合環境政策局長に協議会の運営等に係る規約その他の規程及び会員名簿を添えて、7. の要件を満たすことについて別紙様式第1-1号により申請し、その承認を受けなければならない。
- (2) 総合環境政策局長は、(1) の内容を審査し、7. の要件を満たすものであると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、協議会長に通知しなければならない。その際、必要に応じ、当該地域の地方公共団体の意見を聴くこととする。
- (3) 協議会長は、協議会規約（地球温暖化防止低利融資促進事業と関わりのない規定を除く。）を変更しようとするときは、総合環境政策局長に別紙様式第1-2号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、総合環境政策局長が行う承認の手続きについては、(2) に準ずるものとする。
- (4) 協議会長は、協議会規約（地球温暖化防止低利融資促進事業と関わりのない規定に限る。）及び7. (3) イからカまでの規程を変更したとき並びに会員に変更があつたときは、速やかに総合環境政策局長に別紙様式第1-3号により届け出なければならない。
- (5) 総合環境政策局長は、協議会が8. の要件を欠いたと認めた場合、4. に定める各事業の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置を取らなかったと認めた場合であって、(2) の承認を取り消そうとするときは、あらかじめ環境大臣から、とるべき措置についての指示を受けなければならない。また、総合環境政策局長は、(2) の承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により協議会長に通知しなければならない。

## 9. 事業計画書の承認等の手続き

- (1) 協議会長は、交付金交付申請書を提出する前に、総合環境政策局長に協議会の承認を得た事業計画書について別紙様式第2-1号により申請し、その承認を受けなければならない。
- (2) 総合環境政策局長は、(1) の内容を審査し、その内容が適正であると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、協議会長に通知しなければならない。
- (3) 協議会長は、事業計画書を変更しようとするときは、総合環境政策局長に協議会の承認を得た事業計画書の変更について別紙様式第2-2号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、総合環境政策局長が行う承認の手続きについては、(2) に準ずるものとする。

## 10. 関係書類の閲覧及び提出

総合環境政策局長は、必要に応じて、協議会の4. に定める事業に係る経理内容を調査し、関係書類等の閲覧及び提出を求めることができる。

## 11. 経理事務指導

総合環境政策局長は、必要に応じて、協議会に対し、４．に定める事業に係る経理が適切に行われるよう、必要な指導を行うものとする。

## 12. 証拠書類の保管

- (１) 協議会は、４．に定める事業で、交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、事業が完了した年度の翌年度から５年間保存しなければならない。
- (２) 協議会から助成を受けた者は、当該助成申請の基礎となった証拠書類及び助成に関する証拠書類を、事業が完了した年度の翌年度から５年間保存しなければならない。
- (３) 助成を受けた者から当該助成に係る融資を受けた者は、当該融資に基づいて行った事業活動に対する出費に関する証拠書類及びそれに基づいて行った事業活動の内容を示す書類又は設備等を、事業が完了した年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

## 13. 事務の委託

協議会は、協議会の事務の一部を当該協議会の運営等に係る規約その他の規程等の定めるところにより、当該協議会以外の者に委託することができるものとする。

## 14. 協議会の業務運営の透明性の確保

協議会は、会員名簿、協議会の運営等に係る規約その他の規程、助成事業を行う場合その実施に係る手続きに関する定め、事業計画、活動報告その他４．に定める事業を実施する上で定めた計画等について、インターネット、広報誌等により公開に努めるものとする。また、この措置を実施するに当たり、環境省及び協議会の会員は、協議会に協力するものとする。

## 15. 協議会の活動報告の提出

協議会長は、毎年度、協議会の当該年度の活動報告を、活動を行った翌年度の４月３０日までに総合環境政策局長に提出するものとする。

## 16. 業務方法書の作成及び承認の手続き

協議会長は、次の手続きに従って、本業務に関する業務方法書を作成し、総合環境政策局長の承認を受けなければならない。

- (１) 協議会長は、次に掲げる事項を内容とする業務方法書を作成し、本事業を初めて実施しようとする年度の事業開始時までに、総合環境政策局長に別紙様式第３－１号により申請し、その承認を受けなければならない。
  - ア 資金の管理に関する事項
  - イ 報告に関する事項
  - ウ 助成の手続きに関する事項
  - エ その他業務運営に必要な事項
- (２) (１)の申請を受けた総合環境政策局長は、その内容が適切であると認められる場合には、申請を受けた日から１０日以内にこれを承認し、協議会

長に通知しなければならない。

- (3) 協議会長は、業務方法書を変更しようとするときは、変更後の業務方法書に基づいて本事業を最初に実施しようとする年度の事業開始時までに、総合環境政策局長に別紙様式第3-2号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、総合環境政策局長が行う承認の手続きについては、(2)に準ずるものとする。

#### 17. 資金

- (1) 協議会は、国からの交付金により造成した資金に地球温暖化防止低利融資促進事業勘定（以下「事業勘定」という。）を整理しなければならない。
- (2) 協議会は、事業に係る経費については事業勘定から支出しなければならない。また、事業勘定の資金を事業以外の使途に使用してはならない。
- (3) 協議会は、資金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。

#### 18. 事業効果の報告及び評価

- (1) 事業終了時において、効果の測定・評価手法について報告を求める。
- (2) 事業完了後3年を経過した時点において、協議会に対し、効果持続状況等について報告を求める。
- (3) 以上の報告結果を地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業を選定評価する者として総合環境政策局長が別に定める者が評価する。

#### 19. 助成方法

国は、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内において、事業に必要な経費について、別に定めるところにより、交付金を交付するものとする。

(附則)

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

別紙様式第 1 - 1 号

番 号  
年 月 日

環境省総合環境政策局長 殿

住 所  
〇〇〇〇協議会  
会長 【印】

〇〇〇〇協議会の承認申請について

地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業実施要綱（平成 年 月 日付環政  
経発第 号）8（1）の規定に基づき、下記の関係書類を添えて承認を申請する。

記

- 別添 1 〇〇〇〇協議会会員名簿
- 別添 2 〇〇〇〇協議会規約
- 別添 3 〇〇〇〇協議会事務処理規程
- 別添 4 〇〇〇〇協議会会計処理規程
- 別添 5 〇〇〇〇協議会文書取扱規程
- 別添 6 〇〇〇〇協議会会長印取扱規程
- 別添 7 〇〇〇〇協議会内部監査実施規程

番 号  
年 月 日

環境省総合環境政策局長 殿

住 所  
〇〇〇〇協議会  
会長 【印】

〇〇〇〇協議会規約の変更承認申請について

〇〇〇〇協議会規約を下記により変更したいので、地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業実施要綱（平成 年 月 日付環政経発第 号）8（3）の規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請する。

記

- 1 〇〇〇〇協議会規約を変更する理由
- 2 変更箇所（〇〇〇〇協議会規約新旧対照表）

- 添付書類
- 1 変更後の〇〇〇〇協議会規約案
  - 2 規約の変更を議決した総会の議事録の写し

別紙様式第 1－3 号

番 号  
年 月 日

環境省総合環境政策局長 殿

住 所  
〇〇〇〇協議会  
会長 【印】

〇〇〇〇協議会規約等の変更の届出について

〇〇〇〇協議会〇〇規約等下記により変更したので、地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業実施要綱（平成 年 月 日付環政経発第 号）8（4）の規定に基づき、関係書類を添えて届出する。

記

1 変更した協議会規約等の名称

2 変更箇所

添付書類 1 変更後の〇〇〇〇協議会〇〇（規約・規程）  
2 〇〇規程の変更を議決した総会の議事録の写し



別紙様式第 2－1 号

番 号  
年 月 日

環境省総合環境政策局長 殿

住 所  
〇〇〇〇協議会  
会長 【印】

事業計画書の承認申請について

事業計画書を別添のとおり作成したので、地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業実施要綱（平成 年 月 日付環政経発第 号）9（1）の規定に基づき承認を申請する。

## 事業計画書

### 1. 年度交付金事業の内容

(1) 年度交付金事業の概要

(2) 個別助成対象事業の概要

ア

イ

ウ

### 2. 年度交付金事業の実施により期待される効果

(1) エネルギー起源の二酸化炭素排出削減効果

(2) 地域再生効果

### 3. 年度交付金事業の特色・独創的な点

別紙様式第 2－2 号

番 号  
年 月 日

環境省総合環境政策局長 殿

住 所  
〇〇〇〇協議会  
会長 【印】

事業計画書の変更承認申請について

事業計画書を下記により変更したいので、地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業実施要綱（平成 年 月 日付環政経発第 号）9（3）の規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請する。

記

- 1 事業計画書を変更する理由
- 2 変更箇所（新旧対照表）

- 添付書類
- 1 変更後の事業計画書案
  - 2 事業計画書の変更を議決した総会の議事録の写し

別紙様式第3－1号

番 号  
年 月 日

環境省総合環境政策局長 殿

住 所  
〇〇〇〇協議会  
会長 【印】

〇〇〇〇協議会業務方法書の承認申請について

〇〇〇〇協議会業務方法書を別添のとおり作成したので、地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業実施要綱（平成 年 月 日付環政経発第 号）16（1）の規定に基づき承認を申請する。

添付書類 〇〇〇〇協議会業務方法書

別紙様式第3－2号

番 号  
年 月 日

環境省総合環境政策局長 殿

住 所  
〇〇〇〇協議会  
会長 【印】

〇〇〇〇協議会業務方法書の変更承認申請について

〇〇〇〇協議会業務方法書を下記により変更したいので、地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業実施要綱（平成 年 月 日付環政経発第 号）15（3）の規定に基づき関係書類を添えて承認を申請する。

記

- 1 〇〇〇〇協議会業務方法書を変更する理由
- 2 変更箇所（〇〇〇〇協議会業務方法書新旧対照表）

添付書類 変更後の〇〇〇〇協議会業務方法書案